

のではないかと思います。これは大変基本的なことで恥ずかしい話でもあるんですが、そういったこともあります。

ですから、先ほどお話をありましたように、本当に易しい言葉でいかに伝えるか、これが一番難しいと思うんですけれども、これを企業側として、ここについてはある程度責任を持つてやるべきなのかなと思います。この辺は法令解釈の内容を見直す場合に、その中でそういうことをどこまで踏み込むかという課題はあるかもしれませんけれども、もしも最低限のこととを理解されていないのであれば、これは言ったどいう一つの責任を果たしているにしても、社員が理解していないことに対しては責任が生じる、と思いつますので検討すべき項目だと考えます。

○秦

今の福原さんのお話に関連して、ちょっとだけ付け加えさせていただきたいのですけれども、今回、導入時教育と継続教育を併せてやってみて私が感じることは、やはり導入時教育というの企業が思っているほど必然効果はないといふことが、かなりはっきりしているのではないかと思うのです。それはなぜかとかというと、まだ自分はやつていらないわけですから、土壤がないわけですね、そこに教育されても効果は限定的です。ですから、導入時教育にこと細かく余りたくさんやつても、もしかすると余り意味がない。だから、先ほど来、いろいろ出していましたけれども、導入時教育といふのは、これは極言ですが、なぜ自分はある商品を選択しなければいけないのかと、その結果をどうやって自分でフォローしていくか、という2点を教えて、それ以上のこととは言ってもほとんどむだなのではないかという感じが正直しています。

それに対して、実は実際自分で動かすようになってからの教育の方がはるかに効果があるし、事実それをやっていかないと、本当の意味で確定拠出年金制度について教育をやったことにならないのではないかと、今のところ個人的な感情を持っております。

○光谷

実は私のところでは、先ほどちよつとアンケートという話もしましたけれども、実はずっと大体週一遍、最低でも月に3回ぐらい全社員にメールという格好で、年金に関するいろいろな説明をしているんですね。印刷しますと、1回分が3ページから4ページくらい。内容としては、確定拠出年金だけでは足らないなどということで、公的年金の話も絡めてちよつとやつているんですけれども、その中で例えば、先ほど小野さんからお話をありましたように、専門用語を入れないと、短時間の間に説明ができないし、専門用語の意味を解説する時間もない、それで、メールの中で、こういう事例があつて、それは専門用語ではこういう言葉なんですよという格好で説明する方法をとつているんですね。

我々の会社は基本的に全員がパソコンを持っていますので、それを活用して、ずっとそいつった格好での継続教育をやっています。今、秦さんがおっしゃったように、まさに加入時の教育では、本当にみんな何もわからなくなるところで話をしているので、雲をつかむような話といいますか、それに近い状態。それだけではしようがないので、集中的な研修といいますか、教育といいますか、それに至るまで今は言つたような格好で、社員に例えば、先ほど福原さんからもお話をありましたけれども、想定利回りを会社としてはこういうふうに考えていいので、例えば元本だけで運用していると2年間経つた現在では、これだけの差がついていますよと。実際の退職金の想定ベースからはこれだけの差がついており、10年後そのままいけば、これだけの差になりますよというようなことを、一応メールを通してやっているわけです。

○松井

無関心層に向けて投資教育でどうのこうのではなくて、いわゆる人事処遇制度の改定とか、あるいは退職金の在り方とか、あるいは自らのライフプランニングをどのようにするのかとかという一般的な説明の中で、更に公的年金の給付が削減されしていくことや、これからのお後は、自己責任がより強く求められるという考え方を強調する中で、その1つのアイテムが確定拠出年金制度であるという動機付けをしないと、彼ら教育をそこだけで特化してやろうとしても、なかなか興味を持つてもらえないのではないかと私は感じております。ですから、ここでの投資教育あるいは継続教育は義務としてやるということではなくて、本当に関心を持たせるための仕掛けは、この投資教育だけでは十分でききのではないかと私は思います。

○太田

アプライドバイオシステムズジャパン㈱の太田です。

松井さんと全く同じ考えです。というのは、いわゆる公的年金のことろ、こここの給付水準を全く知らないといふものが、見ると一番多いんですね。家庭と言う経済主体において確定拠出年金制度の選択後給付といふのは言つてみれば微々たるもののはずなんですね。はるかに大きい公的年金の部分が一体どれだけあるのかを知らずして、合理的な資金配分をどうするのかという意思決定などできるはずがないと思うんですね。ですから、こここの確定拠出年金制度における投資教育云々ということに入る前に、本当に社員というのか、人々に対してもこれだけの給付があるのかということをもつと知らしめて、その中で確定拠出年金の投資教育をどうするのか、それを考えるのが、どうも私としては先立つ考え方ではないかと思います。

○小野

今くしくもお話を出でていましたけれども、実は私は各地の商工会議所でいろいろなセミナーを行つてゐるわけですが、この企業年金のセミナーといふのは関心がある層と関心がない層の極端に2つに分かれてしまふんです。どこの業種も、年金法改正が事業主あるいは従業員にどういう影響があるのかというテーマを前面に出しますと、結構人が集まる。実は、この投資教育も同様で私供もいろいろ御相談に預かっているんですね。そこで、投資教育とやりますと事業主も従業員も何となく腰抜けといふか、特に継続教育の部分ではどうしても、お互いにある意味熱が冷めてしまふところがあるのかなと思います。

例えば、従業員サイドで言えば、制度設計がなされたときに、あらかじめ設定されている目標とする想定利回りといふのが幾らくらいあるのか、想定利回りはどの程度のものなののかとかいうことがなかなかわかつていられないといふようなことでもあつたりして、もし、そのような点について指摘がなされますと、1つの目標が出るわけですので、それを目指して自己責任、自助努力でやつていこうというような気運が生まれ、一つの意義付けにもなるだらうと思います。

○光谷

従来より、想定利回りと運用のシミュレーションを行つた結果との差等のことについての投資教育を実施していますが、今年の夏ぐらいから確定拠出年金とのかかわり、つまりそれは老後の資金としてトータルにどのくらい必要なのかという観点から、公的年金の話を継続してメールで流しているんですけども、こちらの方はより関心が高いですね。これは確定拠出年金の部分といふのは、投資して幾ら増えたとか損したといつても、まだ額としては知れていますけれども、公的年金の方は非常に大きくな額になりますので、まさに自分の老後に直結するといふところがあるためだと思います。公的年金について、いろいろなケーススタディを交えながら、その場合に公的年金はどういうふうになるのか、という事を、ある家族を設定し、それをモデルにストーリーをつくるかたちで説明をしていくんですけれども。いずれにしましても、やはり先ほど松井さんからもお話をありましたが、確定拠出年金だけではなくて、いわゆる年金そのものの中の確定拠出年金といふうに広げていけば、関心が高まつていくのかなというふうには思つてゐる次第です。

○松田

双日㈱の松田です。

例えば、企業型確定拠出年金の加入者実態調査の結果からいろいろな課題が出ていましたけれども、「習うより慣れろ」とか体験的なプログラムといったことがありますて、やはり難しいことを幾ら厚い冊子をつくっても、ほとんど効果はない人にはないと思うんです。ですから、いかに簡単に教えるかといふことと、例えば、マネーゲームではないのですけれども、実際に我々は今、運用するとときにパソコンから入つていろいろやつているわけですが、それが実際に本当の結果として運用成績が出てくるのはいいんですね。例えば、自信のない人には同じ本当のアクチュアルのそういういた運用商品でもつて、実際にはならないけれどもゲームとしてバーチャルで、例えば1年、2年やつてみたら、それがどういう効果があつたのかみたいなものが体感できるようなものを開発していくのを広げていけば、やはりそういうことをもつと「べき論」よりもプラクティスというか、そちらをもつと研究していく必要があるのかなと思います。

【事業主が行う投資教育の法的位置付け】

○加子

最後に三つの論点であります「事業主が行う投資教育の法的位置付け」について、御意見をお願いします。

○松井

投資教育の法的位置付け但是对于、これは一応ガイドラインみたいな形になつていいのかもしがございました。そういう感じもいたしましたので、できる限り平易な形でいるのが提供され得る、そういうことが今は一番重要なのではないよりも、いろいろ取り組みがあるというものをうまく行政としても集めていただいて、それが例えば、インターネットで公開された形で入手しやすくする、そのような仕組みを設けてもらえればと思います。

○中井川

国民年金基金連合会の中井川でございます。

今のことに関連してでございますが、論点メモにある投資教育の実施例については非常に具体的な実例で、私にとつても非常に有益な記載がなされています。では、それを例えば、ガイドラインで言えば一定の標準であるわけですが、標準といふ形ですべての企業型、私どもも含めてそういうふうにやつていくことの道筋の、いわゆる一段階としてどちらられるのか、それとも、まず先進的な事例といふことで事例集をつくられて、各企業さんなりでやつて、こういう実例をやることによって、投資教育の実質が上がつているという効果測定といふものがあつて初めてガイドライン化できるというような考え方も一方ではあろうかと思うんですが、そういう意味でガイドラインと事例集、それとの関係なり道筋なりといふのは、やはり分けるなら分ける、連続性を持たせるなど、はつきり整理する必要があるのではないかと思っております。

○神田

松井さんと中井川さんからお話をありましたように、今の段階で言いますと、導入されて非常に長期にわたっているわけではないので、我が国における投資教育がまだ発展途上にあるということは御指摘のとおりだと思いますので、これだけが唯一絶対の方法といふ形で押しつけるようなガイドラインなどというものを今つくるのは、いかがなものかと私どもも思つております。ただ、法令解釈などを見てみると、今の段階で必ず改正するとかしないとかいうことを決めているということではありませんが、どうも見てみると、どちらかといふと制度導入時より加入時を専ら念頭に置いて書いていて、その後の継続教育等についての記述ぶりなり視点といふのが、少し足りないようにも思ひますので、必要があればそういう部分も修正するということはあるかと思つております。どういうふうに書いてみても、法律上は事業主の努力義務ですので、現状で言えば強制といふことは間違いないということは、皆知つておられます。

○秦

松井さんからもお話をありましたけれども、企業からすれば継続教育といふのは確かに非常に非常に悩ましい問題であることは間違いないと思うのです。この「悩ましい」という意味が、何重の意味で悩ましいのですね。1つは企業型確定拠出年金の加入者実態調査の結果からも見ますように、実態がかなりお寒い状況だということは、企業の担当者は皆知つていると思うのです。よほど例外的な外資系の企業さんとか、そういうものを除けば、かなり厳しい状況にあることは間違いないということは、皆知つておられます。

ところが、一方、企業といふか経営サイドからすると、導入するまではものすごい熱意を持ってやるわけですね。これはなぜかといふと、非常に財務的な効果が大きいからです。言ってみれば確定拠出年金制度といふのは、極言すれば企業の論理で社員に対して導入していっている制度だと言えると思います。したがいまして、そういう観点からすると、入れるまでは例えれば人事であれ、財務であれ、悪い言葉で言いますとエリートの優秀な社員をその業務に張りつけて、導入を実施するわけですね。ところが、ひとたび入ってしまうと、途端に企業側の熱が冷めてしまうということで、企業内の担当者も変わり、新担当者は必要だなど思つていても、なかなか会社の中で、それが時間内であれ、時間外であれ実施していくには当然コストが、いざれにしても、どんな意味であれ労務費という観点からにせよコストがかかるわけですから、このコストといふことがどうしても、頭にこびりつくわけですね。本当のことを言えば、恐らく企業からすれば、確定給付企業年金制度をずっとキープしているより、確定拠出年金制度

度にした方が総コストが下がることとは間違いないわけですね。ところが、どうも確定給付企業年金制度というのは何か払っている方の企業がコストを払ったといつては、税金を払っているような感覚で「しようがないや」と錯覚しているのではないかと思います。ところが、確定拠出年金制度になると途端に教育だ何だといふと、これは本当にコストを払っているといふ感覺になってしまうというようなことで、導入した企業さんなどと話をしても、ものすごく悩ましいポイントになっています。したがって、そういう人たちがものすごく悩んでいるにもかかわらず、うまく解決がなかなかできないといふところに一つの大きな問題があるので、私は常日ごろお話し申し上げているのですが、“もう少し何らかのサポートがあつてもいいのじやないですか”ということを申し上げているのは、そこら辺にあるわけです。

○小野

論点メモには投資教育や経済教育の法的位置付けやガイドラインの作成というのをどう考えるかというのがテーマとしてござりますけれども、自安としてあることは非常にいいことだと思います。ただ、問題なのは、コストとの関係が一つあると思います。この投資教育、今は確定拠出年金制度企業の立場、意見もありますし、運営管理機関は運営管理機関の考え方、立場ありますし、いろいろそれぞれの立場があると思います。投資教育も経済合理性の中で成り立たなくてはいけない。大企業の場合は内部にいろいろな人材がいるでしょうし、システムもきちんとしておられるからいいのですけれども、中小企業の場合について言いますと、人材が少ないといふのを自安として日々の仕事に追われているわけですから、ガイドラインは、一つの目安としてはものすごく大事であるとともに、それが過度なコスト負担に結びついてしまうと、むしろ逆効果になってしまいます。つまり、投資教育というのは名ばかりで、最小限の薄い、質が余りよくないと言ふと怒られてしまいますが、要するに、内容はさておきとにかく形だけやつておけばいいんだなどなってしまうことになります。自安としてはガイドラインは非常に大事だと思いますが、同時に、特に中小企業においてコスト負担が多く掛かるようなことになつてもいけませんものですから、その辺の兼ね合い、その辺の兼ね合い、そういうものが重要となつてくると思います。

○徳住

新日本製鐵㈱の徳住です。

導入教育並びに継続教育について、いかに従業員の方に理解をしていただくかということで、各社でアンケート調査をしながら取り組んでいらっしゃる。どういう形でやつていくのかどうかということについては、やはりその会社に合つたものを労使の中で話し合いをしてしながら行うのが基本だとは思いますが、行政サイドやこの会等で、何か努力的なガイドラインというようなものを作つてゆくことを是非お願ひしたいと思います。

ただ、大きくとらえますと、日本全体の金融資産の配分を、より効率的な形にどう持つしていくかは多年の問題であります。それに対しても、この確定拠出年金制度が実施されている企業の中で、従業員の方々に自分の資産、老後の資産を本当にどういう形で運用していくのかどうかという教育をし、それも継続的に教育をしていく役割というのは、社会的に見て非常に大きな位置付けになるのではないかと思いまます。

それでお願いしたいのは、厚生労働省は主催者でございますけれども、経済産業省とか金融庁の各行政の方々にあります。そこではこの確定拠出年金制度における教育について、もう少し意義をどちらられて、厚生労働省とタイアップして、やはり何らかのサポート体制を組んでやる価値があるのではないかとうふうに思った次第でござります。

本当に日本の金融資産の運用の在り方といふことにおける確定拠出年金制度の意義、ここで議論されているこのような形の問題について、もう少し諸官庁でも御興味・御関心をいただいて、日本の間接金融から直接金融への取り組みの努力の中での位置付けを是非明確にしていただいて、御支援の措置なりをしていただきたいことを是非お考えいただきたいと要望しております。

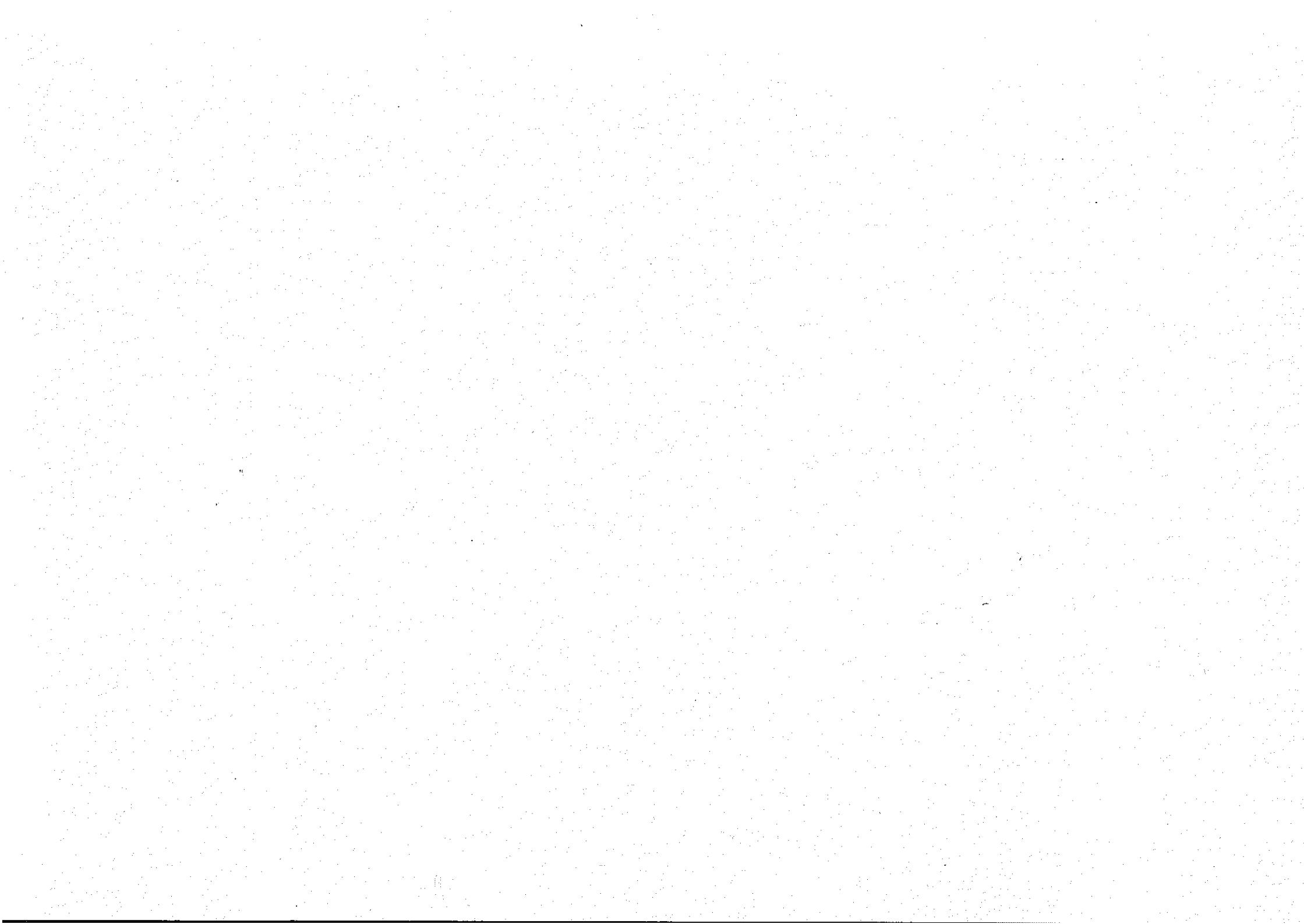
○松田

今日はいろいろな形で、この導入教育、それから、通用教育、継続的な教育ということについて、かなり「べき論」という話は出ているかと思います。今、徳住さんの方から出ましたように、当局の皆様とか大きな企業さんを中心には、具体的にどんな教育をしたらどんな効果があつたみたいなものを情報提

供していただく、またはアドバイスをいただくといふことは、やはり自分のところで一つ一つ教育の中身をつくっていくといふのは難しいところも多いと思いますので、是非そういうった場合、そいつた機会をつくっていただきて、またはそういうところの教育の研究みたいなのをお願いできれば、本当にプラクティカルな教育ができると思うんです。「べき論」でいつまでどまつてもしょうがないからやはり秦さんのところでやられたような、いろいろな実験といいますか、トライといふことが私は非常に大事だと思ひますので、是非、御協力をいただきたいたいと思います。

○加子

本日は、幅広く本質的な御議論をたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。



参考資料 1

確定拠出年金制度における投資教育を行うに当たっての留意点

1. 投資教育への関わり方

- ① 事業主、幹部にどのように必要性を説明し、費用を確保したらよいか。
- ② 事業主と運営管理機関の役割分担はどのようにしたらよいか。事業主として直接行った方がよい部分は何か。
 - ・企業内にコールセンタを設置。
- 制度概要については人事担当者が、資産運用の基礎知識や金融商品の仕組みと特徴についてはファイナンシャル・プランナーがそれぞれ説明。
 - ・事業主として、勤務時間中の実施、場所の提供、独自の資料の作成等を行う。
- ③ 労働組合との関係はどのようにしたらよいか。

2. 投資教育の内容

- ① 制度導入時、新規加入時、継続教育時に行うべきことはどのようなことか。
 - ・とりわけ継続教育時に行うべき内容はどのようなことか。
 - ・制度導入時は、確定拠出年金制度及び退職金等の福利厚生の概要、資産運用の基礎知識、金融商品の仕組み等について、説明会を開催したり、ビデオやテキストを配布。
 - ・新規加入時は、新人研修の一環として退職金や年金についての初步的な説明を実施。
 - ・継続教育時は、資産配分の考え方、商品別の特徴の概要等について、制度導入時よりも進んだものを説明会で提供。
- ・社内報等を活用し、過去の質問等のQ & Aや運用結果の事例等を掲載したり、インターネットを通じて資産運用に関する情報等を定期的に提供。
- ・就業時間外に希望者を集め、質疑応答の形式で実施。
- ② 内容をわかりやすくするための工夫としてどのようなことをすべきか。
 - ・レベル別の教育の場を設ける。(ゲーム感覚で参加できる教室)
 - ・テキストはできるだけ文字数を減らし絵や図を使ったり、マンガ本を活用したりしながら、初心者でもできるだけ見やすいように工夫。

- ・ ビデオ、テキストの説明会資料等を専門家の意見を取り入れながら、レベル別に作成。
- ・ 投資教育内容について、事前に労働組合と打ち合わせし、できるだけわかりやすい資料を作成。

・ 専門用語を簡単な言葉に置き換えて、わかりやすい教材を作成。

- ③ 興味をもたせるようにするために何をすべきか。
 - ・ 社内報等により、実際の運用結果の事例を紹介し、自らの結果と成功例、失敗例等を比較できるようにしている例、将来の受取額等が簡単に計算できるキッズ等の作成、配布している例がある。

- ④ 投資教育の効果はどのように把握すべきか。

・ アンケート調査等。

- ⑤ 具体的な運用方法についてのアドバイス等の求めに対する対応はどのようにすべきか。

- ・ 投資顧問会社等の専門会社と協力・連携している。
- ・ 労働組合が独自に加入者からの相談を受けている例がある。

3. 事業主が行う投資教育の法的位置付け

- ① 投資教育、継続教育の法的位置付けやガイドラインの作成についてどう考えるか。
- ② 現行の年金局長通知（「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」）の投資教育に関する部分の加筆、修正は必要か。